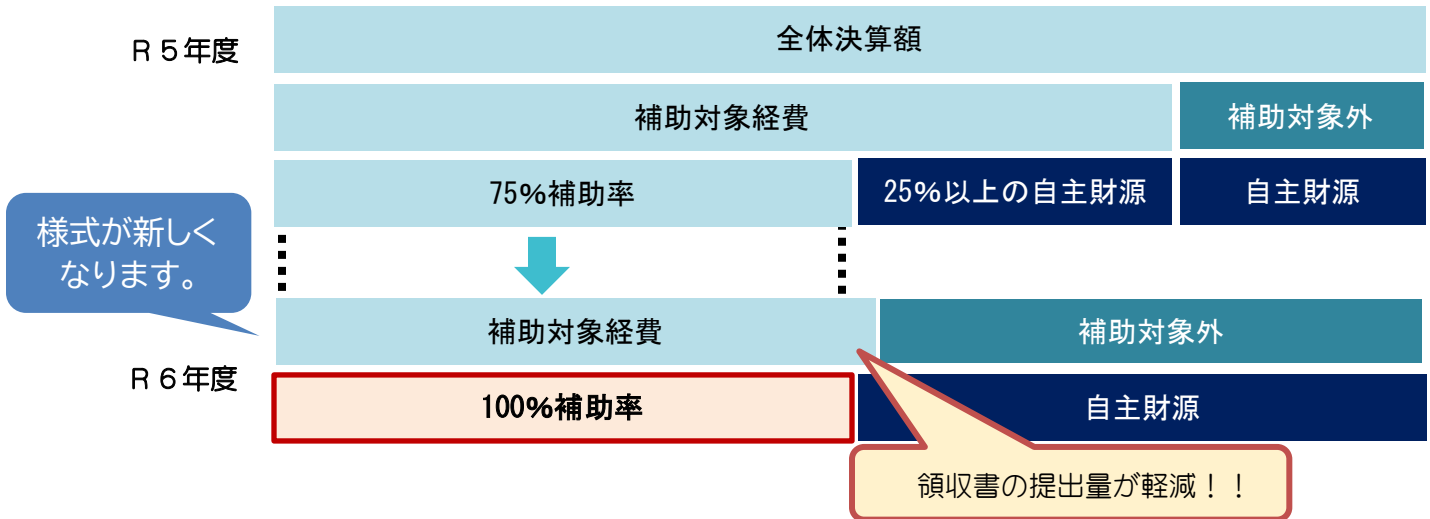


# 〈 主な変更ポイント 〉

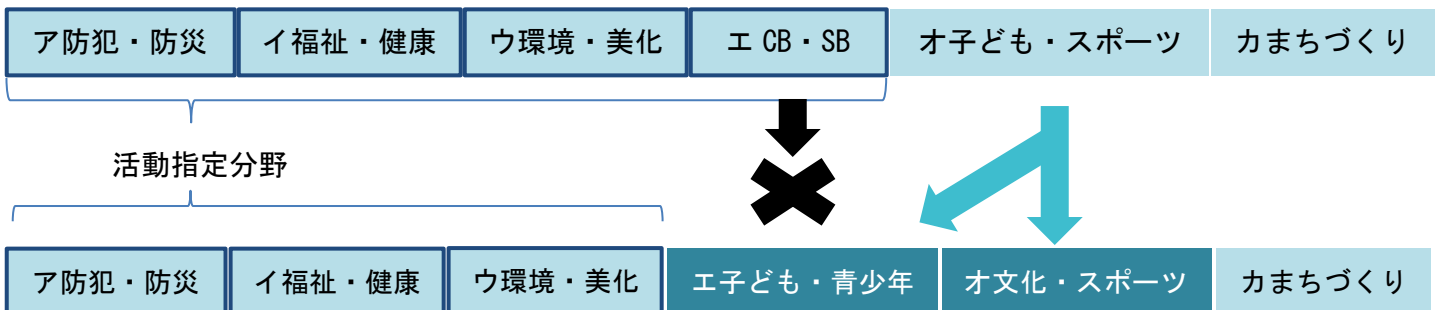
令和  
6年度

## ① 活動費の補助率が75%から100%に変更となりました。

- もらえる補助金額の変更はございません。
- 補助対象経費の25%以上必要であった自主財源部分の領収書の提出が不要となります。  
(例：75万円の補助金をもらうために、100万円以上の領収書の提出が必要⇒75万円以上の領収書の提出でOKに)



## ② 活動分野の区分、指定分野が変更となりました。



## ③ コロナ特例であった「感染症対策物品費」が廃止となりました。

- 様式から「感染症対策物品費」がなくなります。（「その他の経費」で計上可能。）
- 感染症対策物品費で上乗せしていた1万円分が差し引かれます。

令和  
5年度  
～

## ④ スマートフォン決済（PayPay等）が補助対象となりました。

- 地域内でスマートフォン決済の取り扱いを決めて、ご利用ください。

## ⑤ レシートの場合、宛先は不要となりました。

- 宛先欄のないレシート等には、〇〇地活協の記載・ゴム印は不要です。
- 宛先欄がある領収書は、〇〇地活協と記載ください。